



平成20年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会

答 申

平成21年3月

目 次

I はじめに	1
1 高等学校入学者選抜の意義等	
2 現状と改善の観点等	
II 改善の方向性及び改善方策について	3
1 「特色化選抜」の募集人員の割合について	
2 多面的評価及び多様な選抜方法の在り方等について	
III 各選抜方法の在り方について	12
IV アンケート等による調査結果について	13

(資料1) 公立高等学校入学者選抜に関するアンケート質問事項及び調査結果(平成20年度実施)

(資料2) 公立高等学校入学者選抜に関するアンケート質問事項及び調査結果(平成17年度実施)

(資料3) 5月進路希望調査集計結果について

(資料4) 平成20年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会「諮問文」

平成21年 3月24日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子 様

岐阜県立高等学校入学者選抜
に関する諮問会

会長 江馬 諭

平成22年度岐阜県立高等学校入学者選抜の改善について（答申）

平成20年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会（以下「諮問会」という。）は、平成20年11月4日に貴職から、次の内容について諮問を受けた。

- 平成22年度高等学校入学者選抜制度の改善について
 - 1 「特色化選抜」の募集人員の割合について
 - 2 多面的評価及び多様な選抜方法の在り方について
 - ① 生徒及びその保護者等にとって分かりやすい選抜方法について
 - ② 中学校の調査書の入試上の取り扱いについて
 - ③ 外国人生徒の入試上の配慮について

審議した結果、以下のとおり成案を得たので答申します。

I はじめに

1 高等学校入学者選抜の意義等

高等学校入学者選抜は、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」（学校教育法第50条）とあることから、中学校における基礎学力の定着状況や、学習状況、学校教育活動等の状況や成果を適切に評価することを目的とするものである。

さらに、一人一人の生徒が、高校受験の機会を人生の一つの節目としてとらえ、自身の能力や適性、進路希望等を十分に踏まえた高等学校の選択を目指すとともに、中学校卒業者の約98%が高等学校に進学する現在において、中学校と高等学校の円滑な接続を図る役割も担っている。

また、今後10年先を見据えて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や、今後、推進すべき具体的施策を明らかにする計画として、平成20年12月に県が策定した「岐阜県教育ビジョン」においても、「今後5年間に特に重点的に取り組むべき施策」の一つとして「中学校と高等学校の連携推進」を挙げ、その中で、「高等学校入学者選抜制度の改善」については、「受験機会や募集人員、選抜制度の分かりやすさ、少子化や外国人生徒の増加に対応した入試制度の在り方等、さまざまな観点から高等学校入学者選抜制度の改善に向けた検討を進めます」としている。

2 現状と改善の観点等

「特色化選抜」及び「一般選抜」からなる本県の現在の入学者選抜制度は、上記の「高等学校入学者選抜の意義」を踏まえ、

- 生徒一人一人のさまざまな優れた面を積極的に評価する
- 生徒の学校選択幅を拡大する（受験機会の複数化）
- 各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する

の3つの基本的方向に基づいて、平成14年度入学者選抜から実施しており、必要な改善については、その都度検討し実施されてきたところである。

本来、入学者選抜制度の改善にあたっては、中学3年生に対し過重な不安感を抱かせないという観点から、大きな制度変更は、これまでも諮問会等を開催するなどして、生徒のニーズの変化や社会全般の情勢等について十分に検証し審議することにより、慎重に行われてきた。

本県の現在の入学者選抜制度は、本年度をもって8年目の実施を迎え、また、その都度なされてきた改善を経て、制度として定着してきた。さらに、平成17年度及び平成20年度に実施したアンケート結果等からも、前述の現在の入学者選抜制度の基本的方向には一定の評価が得られていると考えられる。特に「特色化選抜」と「一般選抜」とを合わせて2度受験できる「受験機会の複数化」については、アンケートにおいて中学3年生の80%が「よい」と回答している等、評価を得ていると考えられる。

したがって、この基本的方向を十分に踏まえながら制度の意義及び目的をより明確にするとともに、課題の改善にあたっては、より有効性の高い方策を施すべきである。

このため、当諮問会においては、これまでの改善の経緯を踏まえ、合わせて2度受験できる現在の入学者選抜制度は維持した上で、生徒にとってより分かりやすく、よりよい制度となるよう、県教育長からの諮問のもと、平成22年度からの入学者選抜制度について、

- 「特色化選抜」における「普通科・理数科・英語科」の募集人員の上限の緩和について
- 生徒及びその保護者にとって分かりやすい選抜方法の実施について
- 調査書の入試上の取り扱いの改善について
- 外国人生徒の入試上の配慮について

等の方向性に基づいて、具体的な改善方策について審議を重ねてきた。

この答申は、当諮問会が慎重に審議した内容を踏まえ、平成22年度からの入学者選抜について、特に生徒にとってよりよい制度となるよう改善を求めるものである。また、答申の具体化にあたっては、中学3年生及びその保護者、中学校及び高等学校に対して、事前の十分な説明が必要である。

Ⅱ 改善の方向性及び改善方策について

1 「特色化選抜」の募集人員の割合について

(1) 改善の方向性

「特色化選抜」については、「行きたい学校」を受験する機会を拡大した一方で、「専門学科・総合学科」において募集人員の割合の上限が50%であるのに対して、「普通科・理数科・英語科」においては募集人員の割合の上限が20%と低い。このため、たとえば、「募集人員の少ない『普通科・理数科・英語科』の『特色化選抜』は多くの不合格者がでる選抜」「『特色化選抜』では不合格になる可能性が高いため、不合格を意識した受験が多くなっている」等、「行きたい学校」への門戸が狭いことに起因する意見がある。

また、「『特色化選抜』で不合格になる生徒があまりにも多い」「不合格になった生徒は大きなショックを受ける」「高等学校においては、『特色化選抜』の募集人員の割合の上限を緩和し、自校への入学意欲を強くもつ生徒をより多く入学させたい」等の意見も多い。

これらの状況を踏まえ、平成20年度に実施したアンケートでは、「特色化選抜」の「普通科・理数科・英語科」の募集人員の割合については次のような結果であった。

○ 中学3年生の「普通科・理数科・英語科」を志望する者について

- ・ 合格できる人数を増やしてほしい 62%
- ・ 今のままの人数でよい 25%
- ・ 合格できる人数を減らしてほしい 3%
- ・ よくわからない 10%

○ 中学3年生の保護者について

- ・ 合格できる人数を増やしてほしい 31%
- ・ 今のままの人数でよい 28%
- ・ 合格できる人数を減らしてほしい 16%
- ・ よくわからない 25%

このように「特色化選抜」の「普通科・理数科・英語科」の募集人員の割合については、特に受験の主体者である中学3年生において上限の緩和を望む意見が多い傾向にあり、8年目を経過した現行の入学選抜制度の実施にあたって看過することのできない課題となっている。

当諮問会において、「特色化選抜」の「普通科・理数科・英語科」における募集人員の割合の上限を緩和することについては、

- 「普通科・理数科・英語科」の募集人員の割合の上限を緩和することは、中学3年生のニーズを反映した改善策といえる。
- 「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を全学科において、たとえば50%とすることは、現実的でバランスのとれた設定である。
- 「特色化選抜」では、「普通科・理数科・英語科」において隣接学区からの出願が可能であるため、その募集人員の割合の上限を緩和することは、「行きたい学校」への出願について、中学3年生の希望がより反映される結果となる。

等の積極的な意見のほかに、

- 「特色化選抜」の募集人員の割合を変更することは、「特色化選抜」の合格者数や「一般選抜」の募集人員の変化につながるため、「特色化選抜」結果通知後の中学3年生及びその保護者、中学校教育に与える影響が大きいことが予想される。このため、県教育委員会においては、中学校と高等学校、さらには、PTAも含めた緊密な関係の構築を図ることにより、連携を強化し対応策を検討すべきである。
- 「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を全学科でたとえば50%とすることは、中学3年生に与える影響が大きいことが予想されることから、より慎重な配慮も必要である。

等、募集人員の割合の上限を緩和した場合について、特に中学3年生に対してより配慮した対応を求める意見もあった。さらに、

- 「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を緩和する場合、「特色化選抜」と「一般選抜」のどちらの選抜で合格したかについて生徒が意識をもつことのないよう、各々の選抜方法の意義や目的をより明確にした制度の運用を図るべきであり、同じ高等学校であっても異なる観点での選抜を実施することが望ましい。
- 「特色化選抜」と「一般選抜」との間の期間については、「一般選抜」を受験する生徒が受験に対してもつ負担感を軽減できるよう検討してはどうか。

等、各選抜の内容や方法等について言及した意見もあった。

これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、「特色化選抜」の募集人員の割合については、受験の主体者である中学3年生及びその保護者の意見を重視した改善を図るとともに、変更にとまなう各選抜の内容や方法への影響、中学校における指導への影響等も考慮した改善を図るべきである。

(2) 平成22年度入学者選抜における改善方策

「(1) 改善の方向性」を踏まえ、平成22年度入学者選抜において『特色化選抜』の募集人員の割合については、以下の内容について改善を図る必要がある。

ア 「受験機会の複数化」と中学3年生の視点にたち、各高等学校への進学希望を強くもつ生徒がより多く入学できる方法を、それぞれの高等学校が選択し実施できるような設定が求められている。このため、「普通科・理数科・英語科」における募集人員の割合の上限を緩和し、全学科において入学定員の10%～50%の範囲で各高等学校長が定めることとする。

イ 「普通科・理数科・英語科」における募集人員の割合の上限を緩和した場合、特に「特色化選抜」結果通知後の中学3年生及びその保護者、中学校教育に与える影響等についても十分に配慮し、中学校及び高等学校間の連携を一層密にすることにより必要な方策について検討する。

ウ 中学3年生の進路希望が、学科とともに生徒自身が入学を希望する学校により重きを置く傾向にあること等を踏まえ、特に「一般選抜」においては、希望する高等学校への合格の機会をより拡大することも必要である。

現在、理数科または英語科に出願する者が同一校の普通科を第2志望とすることができることから、今後は、普通科に出願する者が同一校の理数科または英語科を第2志望とすることもできるよう出願の弾力化を図る。

なお、県教育委員会においては、生徒一人一人がより安心して高等学校を受験することができるよう、制度の運用等についても必要な検討を加えるとともに、中学校と高等学校が連携して支援する体制を構築することが必要である。

(3) 今後の整理・検討事項

この答申では、「特色化選抜」と「一般選抜」とを合わせて2度受験できる現在の入学者選抜制度の趣旨をより明確にした上で、「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を全学科において入学定員の10%～50%の範囲で各高等学校長が定めることとする改善方策を求めている。

一方で、一部の高等学校においては、「特色化選抜」の募集人員の割合の上限について50%を超える設定を求める意見があるが、「受験機会の複数化」を前提として考えた場合、より慎重な検討が必要となると考える。

なお、「音楽科・美術科」については、他の専門学科に比して受験者が限定され

る傾向が強いこと、特定分野の高い専門性や技術等を求められること、さらに、現在、実施されている「特色化選抜」及び「一般選抜」の各選抜における検査内容がほぼ同一であること等、独自の状況にある。このため、「特色化選抜」の募集人員について、入学定員の10%～100%の範囲で高等学校長が定めることができるものとしてはどうかとの意見もあったが、このような現行制度における特例については、中学校・高等学校関係者並びに保護者等から広く意見を聴取するなどして、整理・検討することが望ましいと考える。

2 多面的評価及び多様な選抜方法の在り方について

(1) 改善の方向性

ア 生徒及びその保護者にとって分かりやすい選抜方法について

「特色化選抜」では、「面接、小論文、実技検査、自己表現、特色化選抜学力検査」の多様な選抜方法を各高等学校ごとに選択し組み合わせて実施している。これまでも「選抜方法が多様であるため評価の基準が分かりにくい」「各高等学校がどのような人物をどのような選抜方法で選ぼうとしているのか分かりにくい」等、選抜方法や基準に対する意見が多く寄せられていた。

このため、平成19年度入学者選抜から、『特色化選抜』の基準の明確化のため、「求める生徒像」や「検査の概要」等の記述の充実（具体的表記、対応する検査を明示等）、検査方法や募集人員を選抜の観点ごとに設定することができるようにする等の変更を行った。あわせて、中学3年生への過重の負担を軽減する目的から、それまで、実施する各高等学校ごとに出題していた「学校独自問題」を県内統一の「特色化選抜学力検査」とし、さらに、「特色化選抜学力検査」の得点を「一般選抜学力検査」と同様に、受験生本人に開示できることとした。

その一方で、「多様な選抜方法による多面的な評価はよいが、これらの変更では依然として具体性に乏しく基準が十分に明確化されていない」「学校独自問題が統一問題となったことで『特色化』の意義が見いだせなくなった」等の課題も指摘されている。

また、平成17年度及び平成20年度に実施したアンケートにおいて、「高校入試で評価してほしい項目」について、特に「特色化選抜」においては、「中学校の生徒会活動等の特別活動の状況」「中学校の部活動や地域のクラブ等での実績」「検定等の資格取得やボランティア活動等の実績」等とする回答が、高校1年生及びその保護者、中学3年生及びその保護者のいずれにおいても概ね30%前後を占める

等、「一般選抜」に比して、中学校3年間の学習の成果以外の活動の状況やその成果を幅広く評価してほしいとの傾向が全体的に高い。

当諮問会において、「生徒及びその保護者にとって分かりやすい選抜方法」については、

○ 「特色化選抜」の内容をより分かりやすく伝える方法の一つとして、各高等学校で実施する検査の満点を示すことは重要である。

○ 自分のどこがどのように評価されたのかが分かるような制度とするのがよい。等、選抜の内容や基準をできる限り分かりやすく示すことについての積極的な意見のほかに、

○ 学校現場に与える影響に鑑み、明示する内容・方法等についてはより慎重な対応が必要である。

○ 各学校で実施する検査の満点を示すことはよいが「調査書」の評定以外の「その他の記録」を点数化して評価することは難しいのではないか。

といった、情報の提示内容や方法について、より慎重な対応を求める意見もあった。

これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、「生徒及びその保護者にとって分かりやすい選抜方法」については、選抜の内容や基準についてより分かりやすく示す等の改善のほか、前項「1 『特色化選抜』の募集人員の割合について」との関わりを踏まえ、「特色化選抜」の募集人員の割合の上限を緩和した場合の「一般選抜」も含めた制度全般の在り方についても再度、整理・検討する必要がある。（「Ⅲ 各選抜方法の在り方について」参照）

イ 中学校の「調査書」の入試上の取り扱いについて

中学校の「調査書」は、学力検査だけでは十分に把握することのできない中学校における平素の学習状況等、生徒の優れた面を積極的に評価する重要な選抜資料として活用されるものである。このため、「調査書」については、選抜資料としての重要性に鑑み、各選抜における「調査書」の取り扱いに留意する必要がある。

現在、「特色化選抜」では、「調査書」の記録と各学校で実施する検査の結果の比率を各高等学校で定め、「一般選抜」では、「調査書」の評定と学力検査の結果の比率を7：3～3：7の範囲で各高等学校が定めることとしている。「調査書」の取り扱いについては概ね重視している高等学校が多いものの、さらに重視するよう、

「調査書」の取り扱いについての枠組みを示すべきであるとの意見もある。あわせて、「絶対評価」の客観性をさらに高める必要性も指摘されている。

当諮問会において、「中学校の『調査書』の入試上の取り扱い」については、

- 「特色化選抜」は、「調査書」の取り扱いと選抜資料の選択について幅をもたせることで多面的に評価するものである。また、「一般選抜」は、中学校での学習の成果を中心として評価するものであることから、「調査書」の評定は学力検査の結果と同じく重要な選抜資料である。
- 「調査書」の評定については、中学校3年間の学習の成果を成長の過程も加味して評価すべきであり、たとえば、第3学年の評定をより重視する方法を検討してはどうか。

等、中学校の「調査書」の取り扱いについて、これまで以上に配慮すべきであるとの積極的な意見があった。

このため、選抜資料としての「調査書」の在り方については、中学校・高等学校間での共通認識を図るとともに、中学校3年間の学校生活を評価する資料としての重要性に鑑み、中学3年生の学習状況や学力をよりの確に評価する方法や取り扱いについて改善を図る必要がある。

ウ 外国人生徒の入試上の配慮について

「岐阜県教育ビジョン」では、平成20年7月1日現在の外国人児童生徒の状況については、「本県の公立小・中学校に在籍する外国人児童生徒数は、平成15年の1,042人から1,805人に、うち、日本語指導が必要な児童生徒数は462人から1,019人へと急激に増加しています。また、高等学校へ進学を希望する外国人生徒も増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。（以下、略）」としている。

これらの状況も踏まえ、平成21年度入学者選抜においては、改善方策として、帰国生徒及び外国人生徒を対象とした入学者選抜において、従来、各高等学校の入学定員とは別にあわせて3名程度であった募集人員を、帰国生徒及び外国人生徒を対象としたそれぞれの入学者選抜ごとに3名程度とすること、また、外国人生徒を対象とした入学者選抜の出願要件を、従来、原則として入国後2年以内の者であったところを、原則として入国後3年以内の者とする事等、一定の緩和策を講じている。

一方で、最近の急激な経済状況の変化により、外国人労働者の雇用状況が大幅に悪化し、その影響から、本国への帰国者数の増加、県内のブラジル人学校からの公立小・中学校等への編入等、外国人生徒を取り巻く状況も不透明で見通しがたちにくくなっている。

たとえば、外国人生徒を対象とした入学者選抜への出願状況については、平成20年度入学者選抜の13人に対して、平成21年度入学者選抜では9人となっている。そのうち、「一般選抜学力検査」の「国語」「数学」「英語」の3教科にかえて、「基礎的な日本語能力をみる検査」を課す学校について、平成20年度入学者選抜の5校から平成21年度入学者選抜では12校へと拡大している中で、その出願者数は平成20年度入学者選抜での6人から平成21年度入学者選抜では3人と減少している。

このように、将来、日本に定着し学ぶ意欲をもつ外国人生徒の実態をより慎重に把握し、引き続き適切な方策を検討することが求められる状況となっているといえる。

当諮問会において、「外国人生徒の入試上の配慮」については、

○ 最近の急激な経済状況の変化により、外国人生徒を取り巻く状況が不透明であること等から、具体的なニーズを把握しきれない現状においては、入学者選抜制度の変更は見送るべきであるが、引き続き課題として認識し検討を続けるべきである。

○ 外国人生徒を中心として受け入れる拠点校の設置、日本語指導教員の充実、柔軟な教育課程の編制及び運用等、入学者選抜制度以外の課題も多い。

等の意見もあった。

これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、平成22年度入学者選抜においては具体的な改善は見送り、平成21年度入学者選抜における変更点の成果及び課題を検証するとともに、出願資格や外国人生徒の受入枠の緩和の観点からの改善方策についても引き続き検討することが望ましい。

(2) 平成22年度入学者選抜における改善方策

「(1) 改善の方向性」を踏まえ、平成22年度入学者選抜において「多面的評価及び多様な選抜方法の在り方」については、以下の内容について改善を図る必要がある。

平成14年度入学者選抜から導入した入学者選抜制度の安定性をさらに高めるため、「『特色化選抜』及び『一般選抜』の意義や目的をより明確にした各選抜の実施内容や方法」の観点から制度全体の在り方を再確認し、必要な改善を図る。

<「特色化選抜」について>

ア 「特色化選抜」において、中学3年生が出願する高等学校をよりの確に選択することができるよう、各高等学校が示す「求める生徒像」のさらに具体的な表現や各高等学校で実施する検査ごとの比重がより明確になるようそれぞれの検査の満点を示す等、選抜の内容や基準についてはできる限りわかりやすく示す。

ただし、この場合、中学校教育等に与える影響を勘案し、情報の提示内容や方法については十分に配慮する必要がある。

イ 「特色化選抜」は、「調査書」及び「面接・小論文・実技検査・自己表現・特色化選抜学力検査」の中から各高等学校が実施する検査を定め審査し選抜するものである。「特色化選抜」が受験生をより多面的に評価することを目的の一つとした選抜制度であることを踏まえ、「特色化選抜学力検査」を実施する場合には、「特色化選抜学力検査」以外の検査を組み合わせることを評価することとする。

ウ 中学校3年間の学校生活を評価する資料としての「調査書」の重要性に鑑み、「特色化選抜」において、「調査書」の記録と実施する検査の結果の比率が7：3～3：7の範囲となるよう各高等学校長が定めるものとする。

<「一般選抜」について>

「一般選抜」は、中学校における学習の成果を中心に評価する選抜制度であることを十分に踏まえ、中学校の学習の成果の記録である「調査書」の評定と中学校の学習の成果を評価する5教科の学力検査からなる「一般選抜学力検査」の結果を均等に評価することとする。

これまで、「調査書」の評定と「一般選抜学力検査」の結果の比率については、7：3～3：7の範囲内で各高等学校長が定めることとしているところであるが、これを均等に評価することにより、「調査書」について一定の取り扱いを確

保するとともに、基準が統一され、中学3年生が中学校における自身の学習の成果や試験の結果等を参考にして、出願する高等学校をよりの確に選択することができるようになると思う。

<中学校の「調査書」について>

「調査書」については、中学校3年間の学習の成果について成長の過程も加味して評価することが望ましいことから、第1学年から第3学年の単純な合計ではなく、第3学年の評定を倍して取り扱い、第3学年の成績により重きをおいた評価とする。

<外国人生徒の入試上の配慮について>

外国人生徒の入試上の配慮については、最近の急激な経済状況の変化により、外国人生徒を取り巻く状況が不透明で見通しがたたない状況にあること、また、平成21年度入学者選抜における改善事項の成果及び課題を検証する必要があることから、現時点での制度の変更は行わないことが適当である。

(3) 今後の整理・検討事項

「特色化選抜」は、各高等学校が多様な選抜方法を選択し組み合わせて実施することにより、生徒一人一人の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、活動の実績等を多面的に評価するものであることから、「調査書」の評定以外のその他の記録について、より詳細な内容が必要となる場合がある。このため、選抜資料としての「調査書」の有用性に鑑み、「調査書」の内容及び様式、活用方法等について、今後、整理・検討することが必要である。

また、「面接」や「自己表現」を実施する場合において、たとえば、参考資料として、事前に「自己アピールシート」（県統一の様式）の提出を求めることができる等、「調査書」の内容を補完する資料の在り方についても、あわせて整理・検討する必要がある。

また、外国人生徒の入試上の配慮については、平成22年度入学者選抜において具体的に改善を図る状況ではないものの、出願資格及び受入人数等についての制度上の緩和策や受け入れ後の高校における教育方法等について引き続き課題として整理・検討する必要がある。

Ⅲ 各選抜方法の在り方について

今回の改善が、現行の「特色化選抜」及び「一般選抜」の趣旨をより明確化することを目指すものであることから、「Ⅱ 改善の方向性及び改善方策について」における改善方策の具体化により、「特色化選抜」及び「一般選抜」の意義や目的等について、再度、以下のとおり整理し、より分かりやすく周知した上で実施することが望ましい。

○ 本県の入学者選抜（全日制課程）の意義や目的等

特色化選抜	一般選抜
<p><制度の意義・目的> 各高等学校が定める多様な選抜方法によって、受験生の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、活動や学習の実績を多面的に評価する選抜制度</p> <p><制度の特色></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各高等学校が、それぞれの教育方針や教育内容等を明らかにし、それらに対応した高等学校ごとの選抜を実施 ・ 選抜方法や選抜尺度の多元化による多面的評価 ・ 各高等学校が、中学校の「調査書」及び「面接」「小論文」「実技検査」「自己表現」「特色化選抜学力検査」の多様な選抜資料を選択し組み合わせて実施 <p><出願> 各高等学校が示す教育方針・教育内容や「求める生徒像」等を参考に、受験生がより主体的に自らの個性や希望にあった高等学校を選択し出願</p>	<p><制度の意義・目的> 県内ほぼ同一の選抜方法及び基準によって、中学校の学習の成果を中心に評価する選抜制度</p> <p><制度の特色></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校の「調査書」と「一般選抜学力検査」による選抜をすべての高等学校において実施 ・ 中学校における学習の成果を中心に評価 ・ 「調査書」の評定及び「一般選抜学力検査」の結果を均等に評価 <p><出願> 受験生が主に中学校における学習状況をよりの確に判断して、自らの希望等にあった高等学校を選択し出願</p>

なお、定時制課程及び通信制課程の入学者選抜については、全日制課程の入学者選抜と同一またはそれに準じて実施している部分もあることから、今回の改善方策の具体化にともなって必要な改善を図ること。